

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要

1 提案理由

- ①産科医療補償制度の加入掛金の見直しに併せ、出産育児一時金の基本額を増額するため。
- ②国民健康保険法施行令の改正に準じ、未就学児に係る国民健康保険料の被保険者均等割額を、10分の5を乗じて得た額に減額するため。

2 改正内容

- ①産科医療補償制度の見直しにより掛金相当額が16,000円から12,000円に減額されることに伴い、出産育児一時金の支給総額420,000円を維持するため、出産育児一時金の基本額を404,000円から408,000円に増額する（下図参照）。
 ※掛金相当額の減額は、松戸市国民健康保険条例施行規則の改正により対応する。

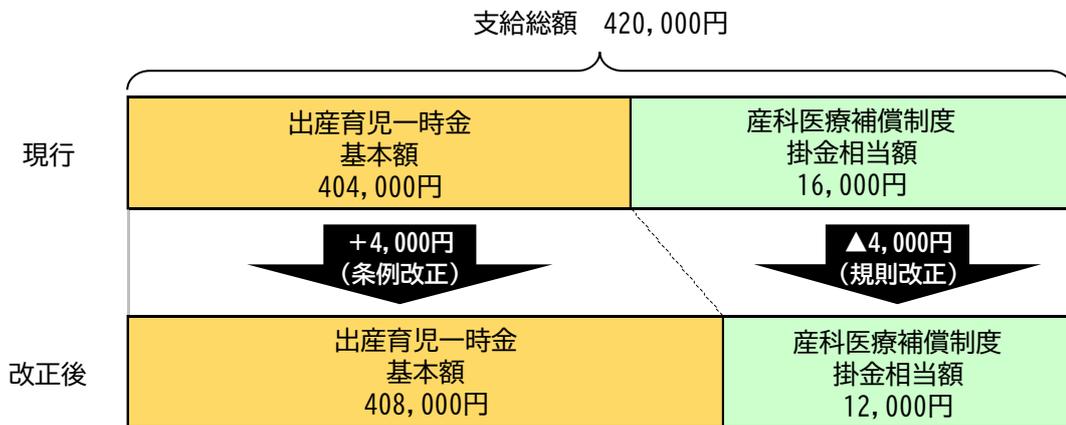


図1 出産育児一時金の改正

- ②未就学児に係る国民健康保険料の被保険者均等割額を、10分の5を乗じて得た額とする。また、低所得世帯に対する軽減措置（7・5・2軽減）の対象となっている場合は、その軽減後の額に10分の5を乗じて得た額とする（下図参照）。

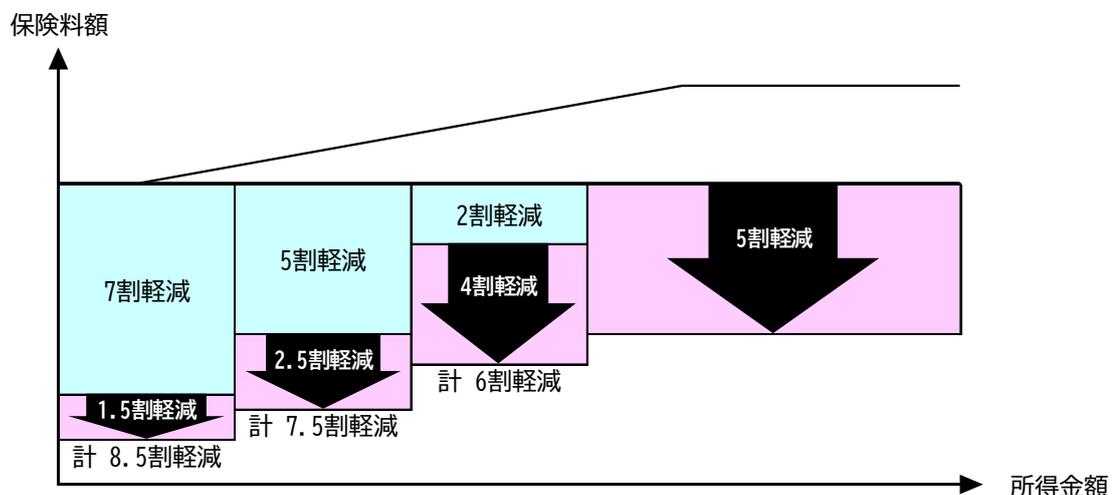


図2 未就学児の均等割額の減額イメージ

3 施行期日

- ①出産育児一時金……………令和4年1月1日
- ②未就学児の均等割額………令和4年4月1日